

第143回 統計委員会 議事録

1 日 時 令和元年11月27日（水）14:00～15:25

2 場 所 三田共用会議所 3階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、
清原 慶子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

菅 幹雄、山澤 成康

【幹事等】

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐、総務省統計局総務課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省大臣官房総務課交通政策分析官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、
日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官、小森大臣官房審議官
統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、柴沼次長
政策統括官（統計基準担当）：山田統計企画管理官、上田参事官

4 議 事

- （1）諮問第134号「商業動態統計調査の変更について」
- （2）諮問第135号「作物統計調査の変更について」
- （3）部会の審議状況について
- （4）統計委員会専門委員の発令等について
- （5）毎月勤労統計調査について
- （6）「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について

5 議事録

○北村委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第143回統計委員会を開催いたします。

本日は、嶋崎委員、野呂委員が御欠席です。また、国民経済計算体系的整備部会の部会

報告があるため、議事に関係のある臨時委員として、菅臨時委員が御出席です。菅臨時委員、御挨拶をお願いします。

○菅臨時委員 法政大学の菅でございます。よろしくお願いいたします。

○北村委員長 それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について事務局から簡単に説明と確認をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について議事の内容の説明と併せて確認させていただきます。

本日は、諮問が2件、部会報告が1件、委員会運営に関する案件が1件、その他の案件が2件です。まず、諮問第134号「商業動態統計調査の変更について」が資料1-1及び1-2、諮問第135号「作物統計調査の変更について」が資料2-1及び2-2、「国民経済計算体系的整備部会審議状況報告」が資料3、「統計委員会専門委員の発令等について」が資料4-1及び4-2、「毎月勤労統計調査について」が資料5-1及び5-2、「国が実施する統計調査に関する提案の状況について」が資料6-1及び6-2です。

また、先日評価分科会において取りまとめられました「令和元年度 統計委員会評価分科会審議結果報告書（第1回から第4回審議分）」を参考資料として付けております。

議事の説明と資料の確認は以上となります。

○北村委員長 ただ今、事務局から説明があったとおり、本日は、諮問、部会報告及び専門委員の発令等のほか、毎月勤労統計調査、「国が実施する統計調査に関する提案」の状況について説明があります。本日は、このような議題にしたいと思います。

それでは、最初の議事に入ります。諮問第134号「商業動態統計調査の変更について」の諮問についてです。まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○宮内総務省政策統括官（統計基準担当）付企画官 それでは、資料1-1により、商業動態統計調査の変更の概要を説明いたします。

1 ページ目の現行計画の概要ですが、本調査の目的は、全国の卸売業、小売業を営む事業所及び企業における事業活動の動向を明らかにすることです。昭和28年から四半期調査として開始され、昭和34年から毎月実施とされております。調査について、甲、乙、丙、丁の4つの調査で構成されています。

甲調査は、従業員数の多い卸売事業所を対象としたものです。

乙調査は、ほかの3調査の対象にならない従業員数の少ない卸売事業所と小売事業所を対象としたものになっています。

丙調査は、百貨店や総合スーパーなどの小売事業者を対象としたものです。

丁調査は、コンビニエンスストア、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターを営む一定規模以上の企業を対象としています。

報告事項ですが、月間商品販売額、従業者数、期末商品手持額等となっています。

調査方法は、甲調査と乙調査は、都道府県を經由した調査員調査で実施しており、調査月の翌月10日までに調査票を提出してもらっています。丙調査と丁調査は、郵送・オンライン調査で実施しており、民間事業者に委託しています。こちらは、調査月の翌月15日までに調査票を提出していただいています。

2 ページ目の上段を御覧ください。本調査結果の利活用状況です。本調査は、景気動向指数やQE、消費動向指数、第3次産業活動指数などで基礎データとして利用されています。また、月例経済報告などでも基礎資料とされている重要な統計となっています。

2 ページ目下段ですが、本調査は本年4月に、令和2年3月分調査以降の調査計画の変更について統計委員会に諮問し、6月に答申をいただいています。

その内容としては、1つは、調査方法の変更です。現在、甲調査、乙調査は、調査員調査で実施していますが、これを廃止し、民間事業者による郵送・オンライン調査に変更することになっています。これについては、先行して郵送・オンライン調査を実施している丙調査及び丁調査において結果への特段の影響は生じていないことなどから、答申においてもおおむね適当とされました。

2つ目は、調査対象範囲の見直しです。乙調査について、卸売業は従業員10人以上、小売業は従業員5人以上の事業所を調査の対象とするとの見直しについて、答申において今回の変更は見送り、推計手法を確立するなど必要な検証、検討が完了するまでは現行計画どおりの範囲で実施することが適当とされました。

このため、次の報告者数につきましては、調査対象範囲の変更を見送ることから報告者数を再計算して再度申請するよう答申で指摘されています。今回の諮問は、この報告者数の再申請のために行われるものです。

次のページを御覧ください。今回の変更点の①ですが、報告者数を再度計算した結果、今回の諮問案では約2万5,000事業所・企業とされています。

次に、今回の変更点の②ですが、経済産業省ではPOSデータの活用可能性について検討を進めておきまして、平成30年度に家電大型専門店を対象に、POSデータを活用した調査の実施の可能性や結果の影響を検証するため、試験調査を実施しています。前回の諮問の際の審議では、この報告を聞くとともに、基幹統計調査として実施する場合の課題解決についても答申で言及されています。

今回の変更は、POSデータの活用により、報告者負担軽減が少しでも図れるように、家電大型専門店においてPOSデータでの提出を希望する企業に対しては、既に業務としてPOSを取り扱っている民間事業者が調査票と同様のデータに組替集計をしてもらい、それを調査票として経済産業省に提出を受ける調査方法を追加したいという変更案です。

次のページを御覧ください。6月の答申時の今後の課題です。5つの課題がありますが、今回はこのうちの3、報告者数の再計算についてのみ対応します。残りは、令和2年3月分の調査を実施し、その結果を踏まえて検証してもらうものなので、今回の審議の対象とはなりません。

スライドの7の方では、想定される論点ですが、説明した2つの変更事項についての確認になるのではないかと考えています。

説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

本件は、サービス統計・企業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただく

ことにいたしますが、ここで格段の御質問、あるいは御意見はございますか。

ないようでしたら、今回の諮問は、既に御説明のあったとおり、本年6月の統計委員会の答申内容を踏まえ、報告者数とPOSデータの活用について変更申請が行われたとのことですので、答申における指摘事項を中心に、内容を確認していただければと思います。

椿部会長、よろしく願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。

○北村委員長 それでは、次の議事に移ります。諮問第135号「作物統計調査の変更について」です。まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いします。

○山崎総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、今般、資料2-2のとおり、作物統計調査の変更について申請がありましたので、その承認の適否を検討するに当たり、本委員会の御意見を求めさせていただきます。資料2-1に基づきまして説明いたします。

まず、1ページ目ですが、作物統計調査の概要になります。この調査につきましては、耕地及び作物の生産に関する実態を把握することを目的として、昭和22年に開始され、調査対象作物、あるいは調査手法等の見直しを行いつつ、現在に至っています。

調査は、耕地面積や作物の作付面積等を調査する「面積調査」、水稻や作物の作柄、予想収穫量等を調査する「作況調査」、それから、被害を受けた作物の被害量等を調査する「被害調査」から構成され、調査方法としては、農林水産省の職員又は統計調査員による実測調査、関係団体等に対する郵送調査又はオンライン調査等により実施されています。これらにつきましては、次の2ページに参考として掲載しています。

今回の調査計画の変更は、後ほど説明いたしますが、主として、今申し上げました3つの調査のうち、面積調査の水稻以外に係る作付面積調査及び作況調査に関するものとなっています。

続きまして、3ページ目の調査の主な利活用状況です。本調査の結果は、食料・農業・農村基本計画における食料自給率や生産努力目標の策定、当該目標達成のための生産指導及び達成状況の検証のための基礎資料となっているほか、農業経営の所得安定対策における交付金単価の算定等のための基礎資料として活用されています。

4ページ目から今回の変更内容についての説明となります。1つ目は、作況調査における水稻の標本筆の数の削減等です。本調査では、無作為抽出したほ場、いわゆる水田における水稻の穂やもみの数等を把握し、これらを基に収穫量等を算出しておりますが、今回、作況調査の対象とする標本筆、いわゆるほ場の単位ですが、これについて、過去の調査結果等を踏まえ、目標精度に比べて高い結果精度を確保している道府県の標本筆の数を削減する計画になっています。

続きまして、変更の2つ目、5ページ及び6ページになります。同じく水稻に関する作況調査において、従来、農林水産省の職員又は統計調査員が欄外等に追記を行っていた事項を新たに調査事項として調査票に追加する計画です。

続きまして、7ページの変更の3つ目ですが、調査方法及び集計事項等の変更になります。調査方法につきましては、これまでの郵送や政府統計共同利用システムを利用したオ

ンライン調査に加えて、新たに電子メールによる調査票提出も可能とするように変更する計画になっています。また、水稻の作柄概況調査において、従来は生育状況のみしか把握できなかった遅場地帯においても、新たに人工衛星データ等を利用することにより収量を予測する手法を開発・導入するという統計作成の方法の見直しに伴い、早場地帯・遅場地帯ともに「作柄の良否」について集計・公表する計画となっています。

続きまして、4つ目の変更は8ページになります。こちらは、公表期日の変更です。麦、大豆、そばについて義務付けられている農産物検査の報告時期の見直しに伴い、また、花きにつきましては、審査・集計業務に係る作業日程の見直しに伴い、調査結果の公表期日を後ろ倒しするよう変更する計画になっています。

変更の概要としては、以上です。

続きまして、9ページですが、こちらには前々回の平成28年11月の答申における今後の課題及び平成30年に閣議決定された第Ⅲ期基本計画への対応状況です。本調査につきましては、作物によっては、全国調査を数年に一度行い、それ以外の年は作付面積が上位の都道府県、いわゆる主産県のみを対象に作付面積や収穫量の調査を行う方法を採用していますが、この主産県のみを調査する年に全国値を推定する方法について、精度を高めるための検証が必要との指摘を踏まえ、現行の推計方法の妥当性に係る検証結果の中間報告となっています。

最後の10ページ目は、現時点において想定される確認のポイント、論点をまとめています。

まず一つ目は、4ページの標本筆の数の削減について、行政ニーズの変化等を勘案した適切な内容となっているか。結果利用上の支障は生じないかという観点。

2つ目は、これまで農林水産省の職員又は統計調査員が実測結果について追記していた事項を新たに調査事項として追加する必要性等について御審議いただければと考えています。

また、3つ目は、今回、調査票提出方法の一つとして追加する電子メールによる提出も含め、オンライン回答率の向上をどのようにして図っていくのかという観点から、御審議いただきたいと考えています。

それから、4つ目は、作柄予測に関する統計の作成方法の変更が、結果利用の際に精度面で問題がないかという観点から、御審議いただければと考えています。

事務局からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

本件は、産業統計部会に付託し、詳細については同部会で審議いただくこととしますが、ここで特段の御質問あるいは御意見はございますか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 御説明ありがとうございます。

1点だけ質問させていただきます。昨年、今年と農業を営んでいらっしゃるところに水害等による大きな被害がございました。面積調査、作況調査と被害調査と分けていらして、今回は被害調査については特段の変更がありませんけれども、こうした水害等による農地

への被災状況が見られる中で、今回、一部の道府県については大変精度が高いので標本筆の数を縮減されるということですが、災害の影響等について御検討されたような経過はおありでしょうか。あるいは、特段、その点については考慮しなくても、実態が把握できるとお考えでしょうか。教えていただければと思います。

以上です。

○北村委員長 それでは、調査実施者から、お願いします。

○三橋農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐（企画班担当） ありがとうございます。

委員の御指摘のように、農作物に関して台風等による大きな被害があった場合は、作物統計調査の被害調査の中で、現場に出向きまして、作物別にどのような作物に被害があったのか、面積を調べて、量を調べており、必要に応じて引き続き行いたいと思っていますし、迅速かつ正確な数字を把握していくという点におきましては、これまでと変わらないということです。

○北村委員長 よろしいですか。

○清原委員 はい。

○北村委員長 ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

作物統計調査は、我が国の農作物生産に関する最も基本的な調査として、その時々の農業を巡る変化等も踏まえて、70年以上にわたって実施されてまいりました。

特に、日本人の主食である水稻については、耕地面積や収穫量等に係る調査において、農林水産省の職員や統計調査員が標本実測を行うなど、非常に手間のかかる精密な作業を行っている点が本調査の特徴として挙げられるかと思えます。

今回の変更計画では、調査の効率化の観点から水稻に係る標本筆の数の削減、人工衛星データ等の利用という新しい手法の導入による統計の作成などが計画されているようです。厳しさを増す統計環境の中で、調査の効率化、あるいは新技術の導入は重要な観点ですが、部会審議においては、その取組が十分なものとなっているか、統計精度あるいは利活用の点から問題ないか、丁寧に審議いただければと思います。

川崎部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次に、国民経済計算体系的整備部会の審議状況について、宮川部会長から御報告をお願いします。

○宮川委員 それでは、10月25日に行われました第18回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料3と席上配布資料を適時御覧ください。なお、資料3のページ番号は、中央の下に38分の幾つと数字が記載したものでこれからページ数を説明してまいりますので、よろしく願いいたします。

第18回国民経済計算体系的整備部会におきましては、冒頭、新委員の任命に伴うタスクフォースの構成員の指名を行った後、第7期統計委員会国民経済計算体系的整備部会のミッションについて、部会のメンバーと審議方針を共有しました。ミッションにつきましては、4～7ページにまとめられています。

この上で、1、国民経済計算の次回基準改定について、2、分配面の四半期別GDP速

報等の検討状況について、3、Q Eの推計精度の確保・向上に関する課題への対応：うるう年調整について、4、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発の4つについて審議をしました。以下概要を説明します。

1、国民経済計算の次回基準改定について。

初めに、内閣府から、我が国の国民経済計算、J S N Aの次回基準改定について報告がありました。9ページの上の部分を御覧ください。2020年末をめどに実施する2015年基準改定において、主に次の3点の対応を実施するとの内容です。

1つ目に、構造統計の反映によるベンチマークの変更、2つ目に国際基準(2008 S N A)への対応、3つ目に、経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善です。技術的な内容は省いて、主な変更点を簡単に説明します。

まず、1つ目の点については、特に、2015年産業連関表の反映があります。10ページの上部分を御覧ください。2015年産業連関表では、これまで中間消費とされてきた「改装・改修(リフォーム・リニューアル工事)」及び推計の対象とされていなかった「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産販売取引の仲介手数料」の合計10兆円弱を新たに総固定資本形成に計上しました。J S N Aでもこれに対応した基準改定がなされる予定です。

次に、2つ目の国際基準、いわゆる2008 S N Aへの対応です。10ページの下部分を御覧ください。まず、国際基準において娯楽・文学・芸術作品の原本を固定資本の内訳に含めるとされていることを踏まえ、2015年基準改定では、映画原本、テレビ番組原本、音楽原本、書籍原本を新たに総固定資本形成として記録の対象とします。これに合わせて、原本を生産に使用する許可に対する支払いを新たに「著作権等サービス」というサービスの一つであると整理し、当該サービスの産出額を計上します。

また、固定資産のリース取引について、11ページの上部分を御覧ください。国際基準では、経済的所有権があるのが貸手か借手かによって、リース取引を2つに区分しており、フィナンシャルリースでは対象資産を借手の資産として記録する一方、オペレーティングリースでは貸手の資産として記録することとされています。これまでJ S N Aでは、基本的に法的所有者である貸手に帰属させるよう、言い換えればオペレーティングリースとして記録していました。これを国際基準に沿って、フィナンシャルリースとオペレーティングリースを区分して記録するよう変更します。

最後に、3つ目の点です。12ページの上部分を御覧ください。住宅宿泊事業、いわゆる民泊について、住宅宿泊サービス、住宅宿泊仲介サービスの2つのサービスを定義した上で産出額を推計し、J S N Aにおいて反映を行うとのことです。これは、訪日外国人の拡大や住宅宿泊事業法の施行により利用拡大が進んでいることを鑑みて、対応することとしているものです。

これらの変更について、部会では、委員から様々な御意見をいただいております。娯楽・文学・芸術作品の原本の資本化については、国際的な対応状況や固定資本減耗の推計に当たっての償却期間の考え方に関して確認したいとの御意見がありました。住宅宿泊事業、いわゆる民泊については、カバレッジに関する御質問や仲介サービスに関して国内外の生産の区別について検討が必要との御意見もありました。こうした個別の変更事項への御意

見に加えて、全体的な御意見として、次回の基準改定に係る事前アナウンスの拡充の要望や基準改定に伴って新たに生じる年次推計とQ Eのギャップに留意すべきといった御指摘等もありました。また、長期的な課題として、知的財産生産物であるデータベースをどのように取り入れていくのかという御質問もありました。

これらの御意見を踏まえ、部会として2015年基準改定について、内閣府の方向性に沿って対応を進めることを了とした上で、1、娯楽作品原本の資本化に関する国際的な対応状況や住宅宿泊事業におけるカバレッジなど、新しい試みについて試算結果なども含めて詳しく報告すること、2、基準改定に係る事前情報の提供について、前回と同等以上の水準となるように対応すること、3、基準改定に伴って新たに生じる年次推計とQ Eのギャップについてどのように対応するか順次情報を提供すること、4、知的財産生産物であるデータベースについては、将来的な課題として留意すること、この4点を今後の課題として指摘し、取りまとめました。

2、「分配面の四半期別GDP速報等の検討状況」及び「生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発」について。

分配面の四半期別GDP速報等の検討状況については、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発の議事と関連が深いことから、2つの議事を併せて審議しました。

まず、内閣府から、分配側四半期速報、分配側QNAに関して検討すべき課題が示されました。分配側のGDPは、年次推計では生産側推計をコントロールトータルとして推計される一方、分配側QNAは、そうした手法をとっていないことから、年次推計が公表される段階では大幅な改定が生じてしまうとのことです。この点は非常に難しい問題であることから、内閣府において、来年度に開催する予定の三面の整合性に関する研究会において検討を進めたいとの報告でした。

審議においては、研究会で積極的に議論していただきたいとした上で、研究会での論点に関して「四半期速報においても生産面と支出面の両方の情報を統合することで整合的な数字を得られる利点がある」、「生産・輸入品に課される税について、生産のタイミングで計上するとどうなるのか」、「今回の検討では、年次推計において営業余剰・混合所得をバランス項目として記録する現在の推計方法についての制約を外して検討してほしい」、これに関連して「年次推計において生産側の分配側をクロスチェックすることを通じて精度の改善を図ることが必要」等の意見がありました。

これらの点については、来年度に実施予定の三面の整合性に関する研究会における論点に含めて検討していただく、その検討状況について、随時、部会に御報告いただくとの取りまとめをいたしました。このほか審議では、生産QNAの検討スケジュールについて質問があり、部会として「公表する報告で年度内に結論を得たい」との方針を改めて確認いたしました。

3、Q Eの推計精度の確保・向上に関する課題への対応：うるう年調整について。

次に、Q Eにおけるうるう年調整についてです。本件については、8月の部会において、「国内家計最終消費支出のうち、非耐久財についてうるう年調整を行う」という内閣府の方針を適当としていますが、その上で、事前のアナウンスについて具体的に報告すること、

前回資料のバックデータを提示することを内閣府に要請しておりました。これを受けて、内閣府から事前アナウンスの具体的なスケジュールとバックデータが示されました。事前アナウンスのスケジュールが 17 ページの上部分にある今後のスケジュール、バックデータが同じく 17 ページの下部分です。

また、内閣府からは、10月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要と反動減に係るQEの季節調整の処理についても報告がありました。18ページの上部分を御覧ください。2014年4月の前回の消費税率引き上げと同様に、速報推計段階の暫定的な処理として国内家計最終消費支出の季節調整を行うに当たり、本年7-9月期と10-12月期においてそれぞれダミー変数を入れて処理を行いたいとの報告です。

委員からは、消費税率引き上げに伴う今回の処理などQEにおける変更点について、ユーザーの利便性の観点からできるだけ早く事前アナウンスをしてほしいとの意見がありました。そこで部会として内閣府の基本的な対応方針を了とした上で、この点も含めて早目の情報提供に努めるように要望いたしました。

なお、内閣府は10月28日に2019年7-9月期の1次QEにおける推計方法の変更等について事前アナウンスをしております。また、部会では内閣府に対して、来年1-3月期のデータがそろった段階で消費税率引き上げに伴う調整及びうるう年調整について再度検証を行い、改めて報告するよう要請をしました。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について何か御質問はございますか。

○白塚委員 よろしいでしょうか。

○北村委員長 白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 基準改定のときに、遡及改定をいつまでやるのかというのがもう一つの論点だと思うのです。やはりユーザーの利便性を考えるとできるだけ長く遡及してほしいということですが、それもなかなか難しいですので、一旦公表した後、過去の部分について簡易遡及推計をしていますので、それをできるだけ早くやってほしいということと、それをしないと、ここでやっているうるう年調整の結果とかもまた時系列が短いとうまく推計ができないといったことがありますから、そここのところの対応を是非積極的にやってほしいなと思っています。

以上です。

○北村委員長 内閣府の方で何かありませんか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。

今、御指摘がございました長期遡及につきましては、基準改定後、できるだけ頑張って1980年まで遡及したいと思っております。よろしく申し上げます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。

まず、国民経済計算の次回基準改定についてですが、来年末に予定されている次期基準

改定では、2016年末に実施された前回基準改定で取り込めなかった国際基準(2008SNA)対応が更に進むほか、近年急速に増加しているシェアリング・エコノミーに関連して、初めて民泊等の住宅宿泊関連サービスを取り込むなど多数の課題に取り組もうとしている点は大いに評価したいと思います。そうした中、GDPの構成項目である総固定資本形成を10兆円弱増加させる変更など、金額的に大きな影響が出る改定も予定されているということでしたので、基準改定に際しては事前に十分な情報提供を行うようにお願いします。

続いて、分配側の四半期別GDP速報等の検討状況及び生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発についてですが、生産側の四半期別GDP速報に関して、部会として「公表する方向で年度内に結論を得たい」との御報告がありました。引き続き、精力的な審議のほどよろしくお願いします。

一方、課題が残されている分配側のQNAと三面の整合性に関しては、来年度に研究会を立ち上げ、年度内に一定の結論を得るとの御報告がありましたが、難しい課題だとは思いますが、統計委員会にも適宜御報告いただき、その知見も生かしながら検討を進めるよう私からも改めて要望したいと思います。

最後に、季節調整に関する報告ですが、新たに「うるう年調整」を行うほか、本年7-9月期からは、前回までの消費税率引き上げ時と同じく、消費税率引き上げに伴う処理も予定しているとの御報告がありました。その方向性自体は適切と考えていますが、推計方法の変更に関して、今後も十分、早目早目の情報提供をお願いします。

以上です。

それでは、次の議事に移ります。資料4-1にあるとおり、専門委員について、本日11月27日付で1名が任命されております。

統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされておりますので、専門委員の所属を資料4-2のとおり指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、次の毎月勤労統計調査についてです。今回はまず、10月21日に公表された「統計調査員による不適切な事務処理事案を踏まえた全国点検の結果について」報告していただきます。

続いて、平成16年から23年までの遡及データの推計作業についてです。これまでの経緯を簡単に振り返ると、全体的な遡及方法については9月までにおおむね決まりましたが、平成16年1月から12月のデータについては、現在保存されている調査票には平成5年の産業分類しか記録されておらず、統計に使用した平成14年の産業分類に置き換える作業が課題となっております。今回は、9月以来2か月ぶりの報告となります。それでは、厚生労働省から2件続けて御報告をお願いします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省です。それでは、今、北村委員長からお話のありました2点について報告いたします。

まず、資料5-1です。厚生労働省のプレスリリースですけれども、表題として、大阪府において判明した「毎月勤労統計調査」を担当する統計調査員による不適切な事務処理事案を踏まえた全国点検の結果についてというものです。この事案につきまして、まず概

要を説明いたします。

1のところです。今年、令和元年8月22日に大阪府におきまして、毎月勤労統計調査を担当する2名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていた旨の報告がありました。この件につきまして、集計結果の訂正を8月26日に公表しましたがけれども、本事案を踏まえまして、同様の事案がないかを大阪府を除く全ての都道府県に対して点検するよう依頼しました。

今般、その結果、このプレスリリースは10月21日公表のものなのですが、その時点で全国点検の結果が出ました。結果としましては、45都道府県においては適切に事務処理が行われていると報告がありましたけれども、残念ながら奈良において、1名の統計調査員が不適切な事務処理を行っていたという旨の報告がありました。奈良県からの報告の概要はその下です。

奈良県で、毎月勤労統計調査に従事する統計調査員1名が、調査対象事業所への聞き取りを行うことなく調査票を作成して提出していたということです。具体的には、調査を始めた当初は、その事業所に対してきちんと調査して調査票を作成していたわけなのですが、途中から事業所の方から回答を得られなかったような事情があり、事業所に聞き取りを行うことなく、前月の調査結果を用いるなどの不適切な方法で調査票を作成していたというものです。その期間につきましては、平成30年8月分から令和元年8月分のほぼ1年分であり、事業所につきましては、この調査員が担当した7事業所のうち、3事業所で行われていたことが判明したものです。

おめくりいただきまして、2のところです。本件を受けまして、集計結果を訂正いたしました。不適切な事務処理で作った調査票を除いて再集計を行ったものです。

恐縮ですが、その結果につきましては、この資料の一番後ろの別紙と記載してある4ページ目を御覧ください。こちらに載せておりますのは、修正のあった実数及び指数、前年同月比です。不適切な期間は平成30年8月分からでしたけれども、そこの実数である現金給与総額につきましては、平成30年12月以降に修正が必要となったということで、こちらにありますように、最大で、令和元年7月の12円の増となりました。きまって支給する給与につきましては、その下ですが、10円まではいきませんでした、最大で9円まで数字が動いてしまいました。あとは所定内、所定外給与等々こちらで記載しているものです。

ここの中の一番右の下、指数と前年同期比につきましては、実数に比べて桁数が少ないということもありまして、修正となったものは平成31年1月の所定内労働時間指数のみでしたけれども、ここで0.1の修正が必要になりました。

なお、大阪府の修正につきましては、既に公表しておりましたので、これらは奈良県の事案による修正です。また、この4ページの一番下のところは、大阪府の事案と奈良県の事案を合わせた修正の状況を参考として記載しています。これ以外にももちろん修正はありますけれども、実数値のきまって支給する給与で見ますと、年度平均で見た場合に、そこにあるような修正がなされたものです。これが、保険給付への影響がありましたので、それを次に説明いたします。

2 ページの 3 です。保険給付への影響及び対応というところです。大阪府における不適切な事務処理を踏まえた訂正と、今般、この奈良県での事案によって修正したものにより、雇用保険、労災保険、生命保険の給付への影響がどのようになったかをこちらに報告しています。残念ながら、一部については追加給付等が必要になるというものです。

まず、雇用保険につきましては、追加給付が必要となる方はいらっしゃらなかったのですが、現在、給付を行っている方々につきましては、一部下方修正が必要になる事案が発生しています。具体的にはこちらにございますような、令和元年 8 月以降に基本手当等を受給した 45～59 歳までの方で、1 万 9,000 人ほどの方に、引き下げを生じる見込みです。これにつきましては、今後、所要の準備をした上で、令和 2 年 3 月から適用できるように措置したいと考えています。ただし、適用する前にお支払いした分については、回収は行いません。

同様のもので、労災保険は追加給付が発生します。労災年金スライド率に影響が出ました関係で、かなり昔になってしまうのですが、昭和 37、38 年度に被災された労災年金受給者の一部の方について追加給付が必要になります。規模としましては、人数的には 600～700 人程度、お一人当たりの総額は 150 円程度です。これにつきましても所要の準備を整えて、追加給付をさせていただきたいと思っています。現在、作業中ですが、今年度中には対象の方にお知らせを開始できるように進めてまいりたいと思っています。

また、労災の方でも現行の給付について一部下方修正になります。これにつきましては約 2 万人の方々に影響が出ることになります。令和 2 年 2 月支払い分に適用できるように措置を進めていきたいと考えています。

船員保険については、追加給付や現行の保険給付額が変更となる方はいらっしゃいませんでした。

なお、3 ページにございますけれども、御相談窓口も専用ダイヤルを設置しまして、対象になった方々、あるいは対象になる可能性があるという方々に対しての対応をさせていただくように現在準備をしているところです。

以上が概要です。今後このようなことが決して起こらないように、コンプライアンスチェック等を厚生労働省と、実際に調査を実施していただく都道府県と連携をとりながら、しっかり取り組むとともに、先ほど説明いたしました保険給付への影響についても適切に対応してまいりたいと考えています。

以上が資料 5－1 の報告です。

続きまして、資料 5－2 の毎月勤労統計調査についてです。これは、これまで御議論いただいております遡及推計に係る資料です。現時点での報告をいたします。

資料 2 ページが検証作業として、前々回 9 月の統計委員会までに報告いたしましたところを改めて整理したものです。

平成 16～23 年までの遡及推計を行うために、一部データがそろっていないということで、推計をする必要があったものが 3 点あり、これら検証作業を進めてまいりました。①～③まで検証作業はほぼ終わっております。1 点残っていたのが①のところで、17 産業についての旧対象事業所分の集計値を出さないといけないのですけれども、これについては

産業計の推計には影響がないということで、推計作業と同時並行で進めたいと思っています。現在残っている 17 産業については作業中ですので、これにつきましては、また結果が出ましたら報告いたします。

この検証が終わった以降の作業スケジュールを、3～4 ページに記載しています。遡及推計、毎月勤労統計調査の実数と指数を推計していく作業になります。順番としましては、実数集計をやった上で指数を作成していくことになります。毎月勤労統計調査は月々の計算結果を基に翌月の母集団労働者数を補正する作業をしております関係で、一番古い時点から順次計算していく必要があります。3 ページに記載してありますのは、平成 16 年 1 月分の調査から実数の集計をしていくということで、手順としては、アルファベットの小文字で記載していますけれど、a、b、c、d、e という作業をし、1 か月分を計算して、その後繰り返していくことになります。これを今始めた中で、先ほど北村委員長からもお話がありましたけど、16 年 1 月分の実数集計で課題が判明し、その対応をしまいいりました。今日はそれについて報告いたします。

5 ページになります。先ほど北村委員長からお話ありましたけれども、最初の平成 16 年 1～12 月分の調査票情報を確認したところ、そこに付いている産業分類が平成 5 年改定の産業分類のみであったというものです。

これは次の四角囲みの中の 2 つ目の・ですけれども、平成 16 年 1～12 月分までは、平成 5 年改定の産業分類を用いて集計、公表をしています。これが平成 17 年 1 月公表時には平成 14 年改定に変更し、それによって遡って再集計作業を当時はしていたので、この部分につきまして、新しい産業の付け替えた産業が必要になるということでその作業を追加的にやる必要が出てきました。それが下の四角囲みにある「必要となる対応」です。これを具体的にお示ししたのが次の 6 ページになります。

作業の実施状況は、平成 16 年 1～12 月分までの調査票情報の事業所キーがあるわけですが、その該当事業所が平成 17 年 1 月分以降にも調査票を出していれば、その時点で新産業分類が記載されています。それを転記することによって、平成 16 年の産業分類が明記できるわけですが、その作業ができたものが平成 16 年 1 月分で、全体で 2 万 4,417 事業所のうちの 1 万 3,320 事業所はきちんと付け替えができました。

それ以外の事業所の調査票は、平成 17 年以降の調査票情報はありませんで、別の方法をとる必要があります。これにつきましては、平成 5～14 年の産業分類の新旧対応表を使って転記いたしました。平成 14 年の改定自身はサービス業等を少し細かくした産業分類の改定がメインですので、入り繰りはあまり多くなく、この作業等によって、先ほど転記して残っている分 1 万 1,097 事業所のうちの 1 万 886 事業所まではこれで転記できました。これで実は大部分、一応きちんと転記できました。残念ながらこれでも転記できない、産業分類上で一意に対応しないようなものが残り 211 事業所ありました。

この残った事業所については一定の判断で産業を格付けしないとけないことになり、その作業について次の 7 ページのところに記載しています。こちらに出ております左側の上から F319 等々、6 つの小分類がございまして、実は真ん中の黄色が塗られているところの部分が産業分類で少し分かれるものになります。実際、転記できない事業所数と

いうのは右から2番目に、4、41と縦にありますけれども、これが縦全部足すと211になります。

我々の一時的な判断としましては、4なり41なり84なりを、例えば4でいきますとF309、F263、F305に配分しないといけない形になります。ただ、これは一枚一枚の調査票の事業所をどこにするかということなので、案分がなかなかしにくいものです。我々として、ここが一番多いところに寄せることで作業を進めるのがいいのではないかと、黄色で塗っているのはそういう意味になります。ですので、一番上の4、平成5年の分類でのF319にありますものにつきましては、平成14年の分類でいきますと、F309に持っていくのがいいのではないかと。事業所数でいくと、ここが11、真ん中がゼロ、その次が5となっていますので、一番多いところに持っていく。次の平成5年分類でのF349の行につきましては、平成14年ではF329とH412と分かりますけど、49と1の事業所割合になっていますので、F329に寄せる形で進めたいと考えています。

その後の郵便業の辺りになりますと、実は上ほど明確に分かれているというよりは、H371とP781でいきますと34対161となっていて、それなりにHもあり、その判断は考えないといけないところだと思います。基本的には黄色のところを寄せていくということで、まずは作業を考えたいと思っております。これが現在の報告です。

ただし、今申し上げましたように、偏りが明らかに一方に寄っていればいいのですけれども、分かれる方が適切というところが見受けられますので、実際これを全てどちらかに寄せた場合に影響があるかどうかを検証する必要があると思っております。そこはこれからの作業になり、過去の調査票にきちんと産業分類が付いたのはないのですけれども、公表資料がございまして、公表資料との突き合わせを試してみても、少しでも誤差が小さくなるように定めた上で進めていきたいと思っております。平成16年1月分、遡及推計のスタート時点であり、この時点で誤差があると後々に響きますので、その検証をさせていただいた上で進めたいと思っております。検証につきましては、でき次第、また報告させていただきます。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、ただ今の報告について何か御質問、御意見ありますでしょうか。議事がかなり順調に進んでいますので、十分時間はあります。特に我々、第六期から審議に携わっている委員は、遡及計算の仕方について承知しているのですけれども、新しく第七期で参加になられた方は、分からないことがあれば、ここで確認していただければと思います。何かありますか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 御説明どうもありがとうございます。私の方は資料5-1についてお伺いします。データを修正されたとおっしゃっているのですけれども、修正の仕方が良く分かりません。統計調査員の方が自分で調査票を作成されていたということで、これを修正する時にそのデータはもう使わないようにしただけなのか、それとももう一回、担当の方の事業所へ聞き直したのか、もう少し具体的な修正の仕方を教えていただいた方がいいのかなと思います。また、担当の方が複数の事業所を担当されていることになると、事業所数が多いと、もしその数字を使わないと影響がかなり大きくなってしまふことが懸念されるわけ

ですけれども、その点についてもお教えいただけるとありがたいと思います。

○北村委員長 どうぞ。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ただ今の御質問についてお答えいたします。まず、データの修正、集計結果を再集計はいたしましたけれども、個々のデータの修正はしておりません。先ほど委員がおっしゃったような方法で、そのデータは除く、調査票を除くこととしております。これは大阪府の事案になりますと、5年ぐらい前、平成26年等の結果ですので、事業所に再調査するのも困難でした。そこは正しくないものを作っていたわけですので、その部分は除いて再集計をしたものです。

それから、影響ですけれども、今般、毎月勤労統計調査の対象には第一種事業所と第二種事業所がございまして、第一種事業所は30人以上のところ、郵送調査もしくはオンライン調査で実施しています。第二種事業所は5～29人規模となり、調査員を使って調査を実施しております。今回は調査員が調査票を作ってしまったところは5～29人規模の事業所です。ここにつきましては、調査区を設定して、1調査区10事業所を抽出しております。ですので、1人の調査員の方が受け持つのは基本は10事業所となります。都道府県によっては2地区受け持つ場合もありますので、20事業所ほど受け持つ場合もございまして。その中で、今回出てきた不適切な事案につきましては、基本的に事業所が出していただいている調査票はきちんと県に提出していただきました。一方、調査票を出してもらえない、あるいは訪問しても会ってもらえない事業所分について、悪気はなかったという言い方は適切ではないかもしれませんが、ある程度調査票がないと県の方も困るだろうという意識で作ってしまったということです。今回、奈良の事案ですと、7事業所担当していたうちの3事業所ですので、作った枚数として、一時期に大量にはありません。

ただし、5～29人規模ですので、該当する倍率は高いということがあります。非常にたくさん事業所の中から抽出して選んでいますので、5～29事業所については復元倍率が大きく、決して1事業所だから影響が少ないということではありませんでした。奈良県という1県の中の1事業所であっても、1円とか2円とか結果が動いてしまうケースがございまして。倍率の部分で影響を左右するということで、それは1件でもこういったことがありますと、調査に影響がありますので、このようなことは今後ないようにしないといけない重要なことだと考えています。

○北村委員長 よろしいですか。

○宮川委員 はい。

○北村委員長 ほかに何か御質問ありますか。椿委員、どうぞ。

○椿委員 資料5-2について教えてください。今回の転記できないものに関しては努力をいただいて、不明の部分を極小まで抑え込んでいただいたことに関しては、高く評価させていただきます。

1点、7ページについてです。先ほども少しお話あったところなのですが、郵便業というところ。転記できない事業所数が84あって、元々平成14年のデータの中で161と34というのがある。ほかは今回のように、こういう形で比率の高いものに転記していく

のは、極めて妥当と思っているのですが、ここについては転記できない事業所の中に記載されていた数値情報のようなもので、ある意味で「郵便局的なもの」であるか「信書送達業的なもの」であるかに関して少しだけでも情報が回復するのではないかという、一種のパターン認識といったことができるのではないかとも思うのです。もちろん極めてきちった作業をしていただいたので、御説明のあったやり方でいいと思います。ほかは元々郵便局 161 事業所とか信書送達業 34 事業所というほどの標本の大きさがなくて、ほとんどそんなことはできないと思うのですが、ここだけはそういう情報の回復の方法もあるだろう、ということだけコメントさせていただきます。特にこの方法自体、比率の高いところに転記するのは妥当な方法だと思いますので、一応そこだけコメントさせていただきたいなと思いました。

○北村委員長 いかがですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。我々もここは郵便局という、比較的事業所としては分かりやすいところですので、今、委員がおっしゃったような形で、もう少し見たいとは思っております。ただ、少し見た中で、実は信書送達業に分類されるものを、まだ細かくは見られていないのですけれど、例えば都道府県の中央郵便局になりますと、大きいですので、ここに入っている場合があるのです。どうも都道府県によってそこをどう判断するかとは、実は微妙なのかもしれないというのがございます。そういう意味では、H371 は大きいところであることは間違いないです。そんなに細かいところでこういうのをやっているところはないですけれど、最終的には当時どう格付けされたかを見付けることになります。そういうこともあり得るのですけれども、今、委員がおっしゃっていたような視点で、もう少し確認する努力はしたいと思います。

○樫委員 どうもありがとうございます。

○北村委員長 ほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。

「全国点検の結果」では、不適切な事務処理は一部の府県、統計調査員にとどまることが確認できた一方で、統計結果の利用において影響が生じたことも報告されました。厚生労働省においては、9月に統計委員会が取りまとめた建議「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」や、貴省が作成した「厚生労働省統計改革ビジョン2019」を踏まえ、地方公共団体等と協働・連携しながら、こうした事態の再発防止と信頼回復に努めていただきたいと思います。

続いて、遡及推計についてです。調査対象となっていた2万4,000余りの事業所のうち大半の事業所については新旧の産業分類の特定ができたようですが、一部の事業所の産業分類のひも付けが未解決になっているとの御報告を今いただきました。もうしばらく検討を要するとのことですので、次回の委員会でその結果を報告していただきたいと思います。

厚生労働省には、引き続き、一日も早い遡及推計値の公表に向けて取り組むようによりよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、国が実施する統計調査に関する提案の状

況についてです。事務局から報告願います。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 それでは、事務局から、国が実施する統計調査に関する提案募集について状況報告ということで報告いたします。資料は6-1と6-2となります。

まず、資料6-1の表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。統計委員会担当室では基本計画に基づき、国が実施する統計調査につきまして、報告者の負担等に関する声として、負担軽減に向けた提案をホームページを通じて募集しており、その対応方策を関係府省と連携して取りまとめ、公表しています。今回、報告しますのは28件となりますけれども、これは昨年10月以降寄せられた提案のうち、既に統計委員会に報告をさせていただいた分を除き、一部残っていました分の報告をさせていただくものです。この28件は、統計全般に関するものが24件、基幹統計に関するものが4件となっています。なお、この中には負担軽減に関するもののほかに、利活用に関するものも一部含まれておりますが、それらについて対応の考え方を取りまとめたものです。

提案の対応方策につきましては、3つに分類しておりますが、分類1の「対応済み、又は前向きに対応」としたものが24件、分類2の「検討の余地あり」としたものが1件、分類3の「対応困難」と回答させていただいたものが3件となっています。

2ページで負担軽減に関します提案の主な事例につきまして、いくつか御紹介いたします。いただいた提案の内容は、表になっておりますけれども、中央の列の改善策（案）というところがいただいた提案の内容です。そこを御覧いただきたいと思います。1つ目は、「統計調査の依頼時に実施目的や政策実務への反映方法をできる限り調査票に明示することを検討すべき」という提案です。これに対して一番右側の列に対応方策を記してございます。調査票は通常、必要な質問事項でほとんど埋められておりまして、十分なスペースが基本的にはありませんので、各調査の目的ですとか、利活用の状況等につきましては、調査実施の際に対象者に配布しておりますリーフレットなどの調査関係書類に記載しているところですので、引き続き分かりやすく明示するよう努めてまいりたいとしています。

2つ目ですが、「統計調査の用語の定義に関しまして、可能な限り明確化するとともに、定義変更の際には、調査票において注意喚起を行うべき」という提案です。これに対しましては、調査票は同様にスペースの問題等もありますので、定義に関する詳細な情報まで掲載するのは、基本的には難しいと考えております。通常、調査対象者に配ります記入の要領等の調査関係書類中で詳しく説明しております。また、各府省のホームページの統計調査のところでも詳しく掲載しています。定義の変更なども含めまして、今後とも必要な情報を分かりやすく示していくよう努めていくこととしているところです。

1つ目と2つ目につきましては、調査票に詳しい情報をどの調査でも一律に掲載するのは難しいところですが、趣旨に対応することは可能な限り取り組んでいくことから、1とさせていただきます。

それから、3つ目は、調査の実施時期に関するものです。提案内容としましては、「四半期決算や株主総会に伴う繁忙期以外の時期に1か月程度のリードタイムを設けて調査を実施することを検討すべき」というものです。これに対し、企業、事業所を対象とする政府

の主な統計調査の実施時期につきましては、調査結果の利用面からの必要性、必要な結果をできるだけ早く提供することでありまして、他の調査の実施時期との関係、あるいは企業の決算の公表時期などを総合的に勘案して定められています。また、各企業の決算時期も企業によって異なりますので、全ての企業に配慮することは困難である点は御理解いただきたいと考えています。よって、ここの分類は3としておりますけれども、報告者負担への対応という面につきましては、オンライン調査の推進、あるいは調査事項の精査、プレプリントの活用などを通じ、今後とも負担軽減に努めてまいりたい、としています。

3 ページに参ります。4 つ目ですけれども、統計調査のオンライン報告に関するものです。こちらの提案内容につきましては、「統計調査においてオンライン化の動きは承知しているものの、当面の間、個別企業の事情を勘案しながら、オンライン報告とともに紙媒体での報告も併存すべきである」という提案です。企業によりましては、情報環境などが異なっていることが背景にあるものと思われれます。これに対しましては、政府の統計調査におきましては、オンライン報告できるものについては紙媒体でも報告可能である、つまり紙媒体又はオンラインのいずれでも選択して回答できるようになっていると認識していますので、そういう意味で分類は1としていますけれども、もし紙媒体での回答ができない調査がありましたら、具体的な調査名を御教示いただけますようお願いしたいと記載しています。

それから、5 つ目、こちらもオンライン報告に関するものです。提案としては、「ウィンドウズやエクセルのバージョン変更によりまして、オンラインでの報告が利用できない場合があるので、各府省が実施します統計調査のオンライン報告システムについて、最新のウィンドウズやエクセルのバージョンに常に対応できるようにすべきである」というものです。これに対しましては、各府省が統計調査のオンライン報告として共通に使用します政府統計オンライン調査総合窓口（オンライン調査システム）では、基本的にはOS、ブラウザの最新バージョンがリリースされた後に、速やかに対応するよう努めています。ただ、動作確認に時間を要する場合もあることについては、御理解いただけますようお願いしたい、としています。また、エクセルにつきましては、利用可能なバージョンは調査ごとに異なっているため、各調査の回答環境の案内を御参照いただけますようお願いしたいとしています。なお、ウィンドウズやエクセルのバージョンとの関係でオンライン報告ができない統計調査があれば、具体的に御教示いただければ、また関係府省に連絡するなど、必要な対応をとらせていただくことを記載させていただいています。

全ての提案と回答につきましては、少し細かいですが、資料6-2にまとめていますが、そちらの説明は割愛させていただきます。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について何か御質問等はございますか。神田委員、どうぞ。

○神田委員 2 つ目の質問に対する対応方針ですが、定義が変わったことを調査票に記載したらどうかという提案だと思います。用語の定義は調査上、非常に重要なので、なるべくこれは記載した方がいいかと思います。スペースに余裕がないときは工夫せざるを得な

いのですが、実際に経済産業省の工業統計調査でいい例があると指摘をされているので、そういう例を統計部局で共有して、なるべく調査票に書き込む方向での努力をお願いしたいと思います。対応分類が1になっているのですが、必ずしもこの文章を読んで1になっているような印象も受けませんので、そこはもう少し前向きな書き方と、あと前向きな対応をお願いできればと思います。

以上です。

○北村委員長 お答えされますか。どうぞ。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。工業統計調査の場合、この調査の調査票を拝見しましたところ、表面が調査事項で、裏面がわりと定義とかを記載するスペースがあるのですが、ほかの例を見ますと、表と裏も使って結構きっちり記載している場合が多く、むしろその方が多いと考えております。そういうことで、スペースがある場合にはこのようにできる場合があるのですが、それを一律全部適用するのはなかなか難しいのかなと思ひまして、このような回答にさせていただきましたが、今お話しいただいたように、工業統計調査のような例があることは、各府省にも共有していただくようにしたいと思っています。

○北村委員長 よろしいですか。

○神田委員 結構です。

○北村委員長 ほかに何かありますか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 こういう回答者や利用者の声を良く聞くというのは大変いいことだと思うので、是非引き続きお願いしたいと思います。その上で、これは基本計画の書き方がこうなっていたからかどうかなのか、私も記憶が定かではないので、事務局にお尋ねをしてみるのは、対象は統計調査だけなのかというのが1つ疑問に思うのです。というのは、一覧表(資料6-2)で見ると、ニーズとか利用面の要望が出ているわけです。そうすると、統計調査だけが統計じゃなくて、加工統計もあるわけなので、何か問い方として最初から範囲を狭めているのではないかという心配をしたというのが1点です。

それから、もう1点は資料6-1の1ページ目の枠囲み、上の方にありますけれども、先ほどの御説明の中で、全体の提案募集は統計調査に関する提案募集と記載してあるのですが、ここの枠囲みの中は「報告者の負担等に関する」と記載してあるのです。これはギャップを感じまして、実際来ている意見は、負担軽減の意見よりもニーズについての意見がかなり多いということがあります。そうすると、よほどこちらを掘り起こしたかったのか、それともニーズの方はこういうスタンスでやってしまうと、もっとあったのかもしれないのにすくい切れないことが起こるのではないかと思ったりしますので、この辺りというのは、今後の提案募集の仕方のメッセージの発し方について考えてみたらどうかと思いました。

最後もう1点、きちんとした取組をやっているのは非常に大事なことなので、例えばこれを統計委員会に報告していただくのは大変ありがたいのですが、これというのは質問した人への回答の返し方、あるいは質問もしなかったけれども、政府はこういう取組をしているのだなというのが分かるようにするために、どのようにこの情報を発信していくのか

を、今後のこととしてお尋ねしたいと思います。

以上です。

○北村委員長 どうぞ。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 まず、基本計画上はどうなっているかというところなのですが、私ども統計委員会の方では、一応、報告者の負担に関する声を募集することになっていまして、それと別途、内閣官房の方になりますけど、そちらでニーズ把握をやるという役割分担になっています。ただ、今回そういうことで、負担で募集したのですが、いろいろニーズの方もたくさんいただいた経緯がありました。そこで、それはきちんと回答を返そうということで、資料6に回答を作って、今回お返しさせていただいているものです。

それから、質問の返し方ということですが、こちらは、一応回答は総務省のホームページに掲載して、誰でも見られるようになっていまして、また、負担軽減に関する意見募集は常時募集しておりますので、その回答を見ていただいた上で、また更に何か御意見があればいただくようになっていまして。

○北村委員長 川崎委員、よろしいですか。

○川崎委員 はい。是非こういうことを取り組んでいることをきちんと発信していただきたいですし、それから、負担軽減だけですよという感じにしないで、2つの窓口でやっていると判りにくいので、1つの窓口でやっていただくといったことも工夫していただいたら、今後ありがたいなと思います。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ほかに御意見。宮川委員。

○宮川委員 正に川崎委員がおっしゃったとおりでと思います。ニーズを私も改めて見たのですが、非常に重要なことが記載してあると思います。それは内閣官房の方で対応されているのですが、このようなニーズについて、もし書かれた方が一応こういう形で記載したのだけれど、統計委員会ではやらないのですかという質問を受けた時にどう答えればいいのか、政府としてはこういう対応の仕方をしているのですということぐらいは我々も知っておいた方がいいのではないかなと思うのですが、その点はお答えいただけますでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 それは、内閣官房の方でまとめた情報も御覧になりたいという御質問の趣旨でございますか。

○宮川委員 例えば e-Stat について、かなり遡及したデータがほしいとか、それからパソコンだけじゃなくて、携帯端末用のアプリでということ、私が担当している GDP 関係では先ほど説明したような対応をしていることは答えられますけれども、そのほかの問題について、政府としてどこかで対応していることになります。つまり1番とか2番とか3番とか打って、対応済みとしているわけですから、どうなっているのかの説明がどこでなされて、どういう形で実施されているのかは当然、統計全般に関することですから、我々の方でも知っておいてしかなるべきなのかなと思うのです。

○北村委員長 どうぞ。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 ニーズに関していただいたものにつきましても、関係する省庁の方と調整して、こういう答えとして記載させていただいているところです。確かに e-Stat 関連のものとかも多くなっていますが、e-Stat につきましても、基本計画に沿った取組とか、データベースの登録作業の充実という形で掲載させていただいていますので、その辺の状況は基本計画のフォローアップとかも通じて明らかになってくる分もあるかと思えます。あと、もし個別にまたここを詳しく教えてくださいということであれば、そこは説明させていただきたいと思っています。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 念のため確認ですが、資料6-2も内容の公表はいたします。

○北村委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 御説明ありがとうございます。私もこのような提案を募集して、しかも提案に対する対応の状況についても公表するのは極めて重要なことだと思います。

聞き漏らしたかもしれないのですが、前回公表してある107件の傾向と今回御報告いただきました28件で、提案をされた方の属性というか、傾向というか、それに相違はあるでしょうか。また、こういう声を提案していただく方に性差であるとか、あるいは統計に関する関係性の違いであるとかはあるでしょうか。今回は負担等に関するとしながらも、積極的にこうしたらというニーズが多かったことも、ひょっとしたら提案していただく方の属性とか統計との距離感であるとかが関係していると感じました。その点についてお分かりのことがございましたら教えていただくとともに、先ほど公表しますとおっしゃっていただいたように、こういうことの公表が統計に対する関心とか、公的統計への信頼とかを増すことになると思いますので、是非継続していただければとも感じました。よろしくをお願いします。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 すみません、今回28件というのは一度御報告したものの残りということで説明したのですが、基本的には、前回報告した経団連からいただいた意見の残っていた分ということです。会員企業様からの御意見ということは分かるのですが、それ以上の詳しい情報は必ずしもあるわけではないので、そこは申し訳ないところではございますが、よろしくお願いたします。

それで、このような取組は今後も続けていくということでございますけれども、意見の募集は常時いただけるような形になっていますので、今後ともそこは続けていきたいと思っています。

○清原委員 よろしくをお願いします。

○北村委員長 よろしいですか。ほかに御質問ありますでしょうか。

今、議論になったような目安箱みたいな仕組みというのは継続的に続けていって、定期的に回答を皆様へ御説明していただくことを続けたいと思えますし、ホームページ等を使って情報の発信といった適切な回答の提示というのを続けていただきたいと思います。

それでは、取りまとめたいと思います。

国が実施する統計調査について、報告者の負担等に関する声への対応ということであり

ますが、統計調査に御回答いただく報告者の方々からの声に耳を傾け、負担の軽減の観点にも留意して取組を進めていくことは、統計調査への協力と正確な調査結果を確保していく上でも重要なことであると考えます。

各府省におかれましては、意見への対応の検討及び回答作成への御協力ありがとうございました。これらの寄せられた意見をしっかり受けとめ、今後の調査の必要な改善に努めていただきますよう、よろしく願いいたします。また、今回提示された回答については、引き続き統計委員会担当室において、適切にフォローアップを行うようお願いいたします。

本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時、場所につきましては、別途御連絡いたします。

○北村委員長 以上をもちまして、第143回統計委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。